

令和7年度生入学試験実施における各対応について

R6.9.1

令和7年度生入学試験において以下の通り実施します。なお、今後の公表事項を変更する場合もございます。変更が生じた場合は速やかにホームページでお知らせします。受験を検討される方は、最新の情報を確認するようにしてください。

1. 出席停止が定められている感染症に罹患した場合の対応

【入学試験前】

日頃から感染防止について心がけるとともに、体調変化の有無を確認してください。発熱・咳・強いだるさ・味覚や嗅覚の異常等の症状がある場合には、予め医療機関にて受診してください。

【試験当日】

- 1) 学校保健安全法規則で出席停止が定められている感染症に罹患した場合は、感染症防止のため、学校保健安全法に準じた取り扱いとし、入学試験当日までに治癒していない場合、または出席停止期間を経過していない場合は受験することはできません（病状により学校医その他の医師が感染の恐れが無いと認めた場合は除く）その場合、受験料の返還は行いません。
- 2) 上記に該当する方の追試験はありません。体調管理を徹底し、受験に備えてくださいますようお願いいたします。

2. 合理的配慮について

令和6年4月1日からの「改正障害者差別解消法」の施行に伴い、「合理的配慮」提供の義務化が適用となりました。障がいのある学生の支援のため、過重な負担を伴わない範囲で、個々に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することです。本人との面談をふまえて、関係教職員との話し合いをした上で、可能な範囲での配慮内容を決定します。

上尾中央看護専門学校は、学生が、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合い、共に学ぶことができる学校として、学生支援に努めていきます。申請つきましては入試係までお申し出ください。

3. 不測の事態への対応について

災害発生時は当校のマニュアルに沿って対応いたします。